

別紙第8

## 生活再建段階の計画

要旨	<p>武力攻撃災害の復旧、復興は、国民保護措置終了後の当時の状況によるところが大きいため、この段階については、大綱を計画します。</p> <p>復旧、復興に当たっては、当時の状況と本計画に基づき、県や関係機関、団体と連携して、具体的に「復旧、復興計画」を定めて実施します。</p>
----	--

関連する計画

市町村	復旧、復興計画
県	市街地復興基本方針、中山間地復興基本方針 市街地復興基本計画、中山間地復興基本計画

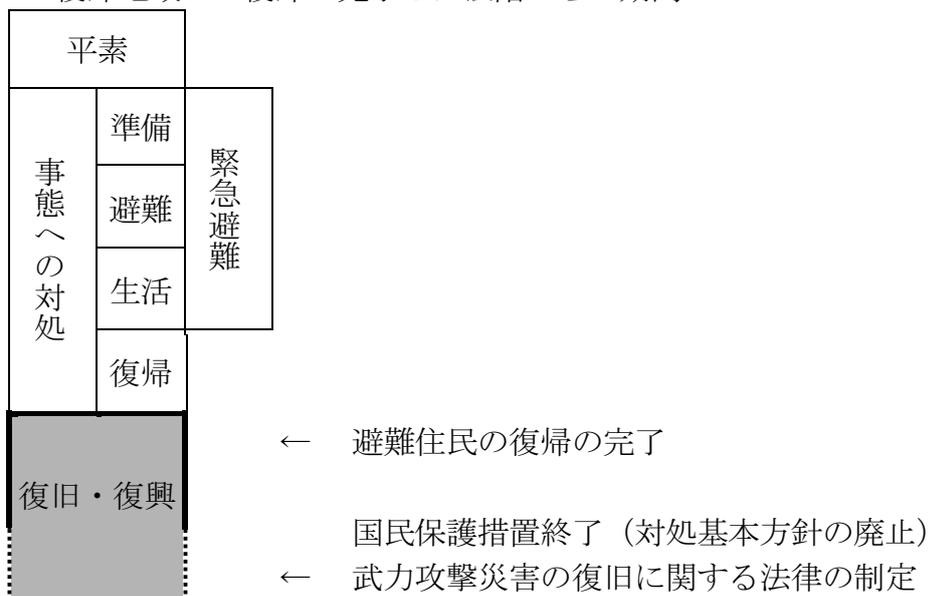
避難タイプとの関連

大規模	中規模	小規模
<p>避難タイプによる違いはなく、共通です。</p> <p>対処は、当時の状況によります。</p>		

1 状況

(1) 期間

復帰地域への復帰が完了した段階からの期間



## (2) 情報計画

別紙第1「情報計画」参照

## 2 構想

## (1) 段階区分

「生活再建段階」は、以下の2段階に区分します。

ア 復旧段階

イ 復興段階

## (2) 復旧段階

ア 活動方針

市は、武力攻撃事態の状況が終息した後は、県や関係機関・団体と連携して、速やかに、武力攻撃災害の復旧を行い、一日も早い日常生活の安定を図ります。この際、復帰住民の支援及びライフラインの復旧を重視します。

イ 実施要領

復旧については、当時の状況によるところが大きいので、以下のとおり大綱を計画します。

復旧に要する財政措置については、事態終了後に整備される法律や各種支援制度などに基づき的確かつ迅速に対応します。

特殊標章等の回収	<ol style="list-style-type: none"> <li>特殊標章等の回収 国民保護措置の終了に伴い、職員等に交付した特殊標章を回収します。</li> <li>赤十字標章等の回収 使用許可を受けた赤十字標章等を回収し、県に返却します。</li> </ol>
損害賠償	所要の損害等を補償するとともに、不服申立て、争訟等処理します。
生活支援	武力攻撃災害等により被害を受けた住民生活の早期の回復を支援するため、必要に応じ弔慰金や見舞金等の支給、災害援護資金などの貸付、租税等の徴収猶予及び減免等の措置を実施します。
住民相談窓口の設置	<p>復帰住民、特に武力攻撃災害等による被災住民の、幅広い相談を受け付ける総合相談窓口を開設します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>被災者からの苦情又は要望事項を聴取し、解決を図ります。</li> <li>的確かつ迅速な相談業務を行うため、関係課と密接な連携を図ります。</li> <li>相談内容、被害状況等について、県、関係機関等と連携を密にして、共同した相談体制を整備します。</li> <li>必要に応じ、地区公民館等に出張相談窓口等を設置します。</li> </ol>
義援金、救援物資の受付・配分	義援金及び救援物資を確実に受付及び管理し、適時適切に被災者に配分を行います。
住宅の復旧	県、関係機関・団体と連携し、資機材、用地の確保、応急仮設住

	<p>宅の建設及び応急修理に必要な資材の調達、り災証明の発行その他の支援施策を実施します。</p>
ライフライン及び公共施設の復旧	<p>市は、下水道、市役所等の施設を復旧するとともに、県、関係機関・団体と連携して、市内のライフライン、公共施設の計画的かつ迅速な復旧に努めます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 交通基盤の復旧：道路、鉄道、空港、港湾 等</li> <li>2 ライフラインの復旧：下水道、電気、水道、ガス、電話 等</li> <li>3 公共施設の復旧：市役所、公民館 等</li> <li>4 その他の復旧：公共土木施設、社会福祉施設、市営住宅 等</li> </ol>
教育施設の復旧	<p>市立学校など教育施設が被害を受けた場合には、代替施設の確保などにより迅速に教育を再開するとともに、教育施設の早急な復旧に努めます。</p> <p>市は、復旧段階において、県と連携し、以下のとおり必要な業務を実施します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校運営の応急措置（応急授業その他）の実施状況について確認し、必要な対策を実施します。</li> <li>2 児童生徒等の学用品の被災状況を調査し、必要な対応を実施します。</li> <li>3 児童生徒等に関するカウンセラーの配置の必要性等について確認し、必要な対応を実施します。</li> <li>4 県外の被災児童生徒及び被災教職員の受入希望等の情報を確認し、必要な対応を実施します。</li> </ol>
農業及び水産業の復旧等	<p>県、JA鳥取西部、鳥取県漁業協同組合、各土地改良区等と連携して、農業及び水産施設等を復旧し、種苗、生産資材等を調達・斡旋する等、農業及び漁業者が速やかに生産活動へ移行できるよう復旧します。また、農作物、家畜などの防疫に注意し、生産と衛生を確保します。</p>
廃棄物処理	<p>武力攻撃災害等による大量の廃棄物の早急な回収、分別、処分を行い、被災地の迅速な復興と衛生環境の確保を図ります。市及び県は、特例地域が指定され、特例基準が定められたときは、同基準に基づき迅速に処理します。</p>

## (3) 復興段階

## ア 活動方針

市は、県と密接に連携し、復帰後、地域住民相互の助け合いを促進し、自助・共助・公助の連携による「地域協働復興」を進め、「生活復興」と「県土復興」を一体として行い、市民生活の再建を速やかに進めます。この際、くらしのいち早い再建と安定、安全で快適な生活環境づくり、雇用の確保、事業の再開と新しい時代に対応した産業の創造を重視します。

項目	活動方針
生活復興	1 教育復興 児童生徒等が武力攻撃災害前と同様に安定した教育を受けられるよう、各学校等を優先して支援します。 2 産業復興 境港商工会議所、JA鳥取西部など関係機関・団体と連携し、生産の基盤となる事業の再開、創業を支援し、住民の雇用を確保します。
市域の復興	1 市街地復興 被災状況の把握、市街地復興基本方針の策定、市街地復興基本計画の策定、復興対象地区区分の作成等を行い、被災後の市街地復興の「まちづくり」における行政の行動手順や役割分担を明確にし、迅速かつ円滑な市街地復興を図ります。

## イ 実施要領

復興については、当時の状況によるところが大きいいため、大綱を計画します。

市街地の復興	1 市は、市街地の状況を把握し、県と連携して復興に努めるとともに、市民生活再生のために必要な公共施設用地の供与等に協力します。 2 市は、被災した避難住民の建物、宅地等の応急対策等、復興に関する支援を県に依頼します。
--------	---

商工業の復興	<p>1 復興のための商工業金融対策の実施</p> <p>(1) 市は、武力災害により被災した中小企業者に対する資金対策として、県の実施する金融機関の融資並びに特別金融対策資金の貸付、信用保証協会による融資の保証等、以下の措置について商工業経営者等に周知徹底し、事業の復旧に必要な資金等、事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう支援します。</p> <p>ア 中小企業関係の被害状況、再建のための資金需要等について速やかに把握し、政府関係金融機関並びに一般市中金融機関に対し協力融資について依頼します。</p> <p>イ 金融機関に対し、貸付条件の緩和、貸付手続きの簡易迅速化等について要請します。</p> <p>ウ 金融機関及び県信用保証協会に対し、県の資金を預託し、貸付資金の円滑化を図ります。</p> <p>エ 鳥取県特別金融対策資金により長期低金利に資金を貸し付けます。</p> <p>オ 鳥取県中小企業設備近代化資金及び鳥取県中小企業経営健全化資金等の貸付を優先的に行います。</p> <p>(2) 市は、上記支援を行う際は、県及び境港商工会議所と協力します。</p> <p>2 被災者の就職支援</p> <p>市は、鳥取労働局・境港公共職業安定所、県などの労働関係機関と連携して、武力攻撃災害等により職を失った被災者に対する就職支援を実施し、雇用を確保することにより、被災者の生活の安定を図ります。</p>
農業・水産業の復興	<p>1 市は、県の行う被害を受けた農業・漁業者及び団体に対する復興資金の融通及び既往貸付資金に係る貸付期限の延長措置等の指導斡旋について、被災農業者及び漁業者等に周知徹底し、農林水産業の生産力の維持と経営の安定を支援します。</p> <p>2 市は、上記支援を行う際は、及びJA鳥取西部と協力します。</p>
教育の復興	<p>市は、県教育委員会と連携し、市立学校において必要な教職員を確保するなど、安定した教育の復興を進めます。また、奨学金制度の周知等により児童生徒等の就学を支援するとともに、児童生徒のPTSD対策などを実施します。</p>
文化財の保護	<p>文化財の保護に関し、必要な措置を行います。</p>

#### (4) 復旧・復興対策本部

ア 市は、市長を本部長とする市復旧・復興対策本部を設置し、県復旧・復興対策本部と連携して復旧・復興を実施します。

## 3 各機関の役割

## (1) 市

各部局等		事務又は業務
共通		その他市長の命ずる事項、または復旧・復興対策本部長の求める事項
事務局	自治防災課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧の総括</li> <li>2 復旧・復興対策本部の運営</li> <li>3 市内における復旧・復興の総合調整</li> <li>4 復旧・復興に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整</li> </ol>
総務部	総務課 秘書課 財政課 地域振興課 出納室 議会事務局 監査事務局 選管事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等</li> <li>2 市有財産・車両等の管理、運用、提供、補修、復旧等</li> <li>3 市役所等の復旧・復興</li> <li>4 不服申立、争訟等の処理の総括</li> <li>5 義援金の収納・管理・配布等</li> <li>6 復旧・復興等に係る広報・広聴</li> <li>7 写真等による情報の記録・収集等</li> <li>8 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援</li> <li>9 人権の擁護・救済</li> <li>10 市議会に関すること</li> </ol>
市民生活部	市民課 環境衛生課 税務課 収税課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談窓口の設置</li> <li>2 戸籍等の保護、火葬等の許可に関すること</li> <li>3 市町村税・諸収入の減免、周知</li> <li>4 ゴミ及び廃棄物の処理</li> <li>5 入浴施設、トイレ等の確保、提供</li> </ol>
福祉保健部	福祉課 長寿社会課 子育て支援課 健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要配慮者の生活再建</li> <li>2 福祉施設の復旧支援</li> <li>3 臨時収容施設の運営</li> <li>4 赤十字標章の返納</li> <li>5 乳幼児等の生活再建</li> <li>6 保育所園児の応急保育、保育の復旧</li> <li>7 医療・助産、保健衛生に関すること</li> <li>8 感染症の予防、対策等</li> <li>9 食品衛生、食中毒防止等</li> <li>10 ボランティアの支援・調整</li> </ol>
産業	観光振興課 農政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 復帰住民への食品の確保、給与</li> <li>2 商工農水産施設等の復旧支援</li> </ol>

部	水産商工課 農委事務局	3 復帰住民、被災者の就労支援 4 外国人への情報提供及び復旧支援 5 観光業の復旧・復興支援
建設部	管理課 都市整備課 建築営繕課 下水道課	1 道路（農道を除く）の状況確認・復旧・復興・情報提供 2 電気、ガス、水道、電話の復旧に関する連絡調整等 3 武力攻撃災害の復旧等 4 公共土木施設等の状況把握、復旧 5 土木資機材等の手配 6 応急仮設住宅等の手配・建設・供与 7 被災者住宅の再建支援 8 市営住宅の提供、復旧 9 復帰住民への応急給水 10 下水道施設、設備の復旧 11 し尿の処理
教委事務局	教育総務課 生涯学習課	1 児童生徒等の就学・進学・就職支援 2 児童生徒等の応急教育、教育の復旧 3 児童生徒等のPTSDに関すること 4 文教施設等の復旧 5 文化財の修復等
消防団		1 住民への情報伝達及び市内情報の収集 2 住民等の救援の補助

## (2) 県

機関名	事務又は業務
共通	1 県民生活の復興 2 教育の復旧、復興 3 産業の復旧、復興 4 県土の復旧、復興 5 公共施設の復旧 6 住宅の再建などの支援

## (3) 指定地方行政機関（指定行政機関）

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務

## (4) 自衛隊

機関名	事務又は業務
共通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 危険な瓦礫の除去 (2) 施設等の応急復旧等 ※ 災害派遣規定は、武力攻撃災害には適用されません。

## (5) 指定公共機関

機関名	事務又は業務
共通	本文「第3章 国及び関係機関の事務又は業務の大綱」に示す業務のうち生活再建段階において実施すべき業務 ※ 対処基本方針が廃止された場合は、法律上の役割はありません。

## (6) 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
共通	指定公共機関に準じます。